

令和 8年 2月17日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように変更したので、建築基準法施行規則第10条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

- 1 指定番号 第 19 号
- 2 指定年月日 令和 7年 2月17日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区緑井七丁目の1818番9、1818番10、1812番の一部、1813番3の一部及び1817番5の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 6.20メートル
延長 44.57メートル